

第5章 環境影響評価方法書についての意見及び事業者の見解

5.1 方法書の公告及び縦覧等

5.1.1 公告

(1) 公告日

平成31年1月18日（金）

(2) 公告方法

平成31年1月18日 京都府公報 第3049号

(3) 周知方法

事業者が運営するホームページ、京都府が運営するホームページ、伊根町広報（広報伊根お知らせ版 第218号）、京丹後市広報（広報京丹後お知らせ版 No. 334）、宮津市広報（広報誌みやづお知らせ版）への掲載により周知を実施した。

5.1.2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表5.1.2-1に示すとおりである。

表5.1.2-1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成31年1月18日（金）から平成31年2月18日（月）まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
京都府丹後保健所環境衛生室	京丹後市峰山町丹波855		
宮津市役所本館1階情報公開コーナー	宮津市字柳縄手345の1		
京丹後市役所本庁舎（峰山庁舎）1階生活環境課	京丹後市峰山町杉谷889		午前8時30分から午後5時15分まで
京丹後市役所丹後庁舎1階ホール	京丹後市丹後町間人1780		
京丹後市役所弥栄庁舎1階	京丹後市弥栄町溝谷3464		
伊根町役場	与謝郡伊根町字日出651		
伊根町老人福祉センター	与謝郡伊根町字泊1		
伊根町立本庄地区公民館	与謝郡伊根町字本庄浜113の1		
伊根町立筒川文化センター	与謝郡伊根町字本坂279		

5.1.3 住民説明会

住民説明会を、下記のとおり1箇所で開催した。

- ・平成31年2月3日（日）午後4時～午後4時50分
伊根町立筒川文化センター（参加9名）

5.1.4 意見書

(1) 意見書の提出期限

平成31年3月4日（月）

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出はなかった。

5.2 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第13条第3項の規定により、方法書についての知事意見が令和元年5月27日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
<p>準備書において環境影響評価の結果及び当該結果を踏まえた環境保全措置を具体的に示すことができるよう、風力発電設備の配置及び規模等（以下「配置等」という。）を決定し、準備書に記載すること。</p>	<p>風力発電設備の配置及び規模を検討し、準備書の第1章に記載しました。また、これらの事業特性を踏まえて環境影響評価を実施し、必要に応じて、環境保全措置を検討し、その内容を準備書の第8章及び第9章に記載しました。</p>
<p>風力発電設備の配置等の決定に当たっては、可能な限り、過去の長期的な気象観測記録や気候変動を踏まえた将来の予測等を考慮するとともに、風力発電設備の設置及び供用による環境影響を回避又は低減するよう努めること。</p>	<p>京都府における風況観測結果及び弊社実施の風況観測結果を考慮し、過去から現在までの気候変動を踏まえた将来予測を可能な限り行い、風力発電設備の配置を検討致します。</p> <p>また、当該事業計画に基づき環境影響評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討した結果を準備書の第8章及び第9章に記載しました。</p>
<p>今後、風力発電設備の配置等の決定や現地調査の実施等により、新たな環境影響のおそれが明らかになった場合は、必要に応じて、地域住民の意見を聴き、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法を追加又は見直した上で、適切に調査等を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。また、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>今回実施した調査結果や、新たにとりまとめた詳細な事業計画を検討した結果、新たに調査や予測評価を行う必要のある環境影響評価の項目はありませんでした。</p> <p>ただし、人と自然との触れ合いの活動の場については、対象事業実施区域に近接する人と自然との触れ合いの活動の場である森林公園スイス村において、風力発電機に起因する騒音が当該施設に及ぼす影響をより適切に把握し、予測及び評価を実施するため、聴感調査を追加で実施することとしました。また、調査方法及び予測、評価結果については、準備書の第7章及び第8章に記載しました。</p>

(2) 個別事項

①騒音の影響

知事の意見	事業者の見解
<p>施設の稼働による騒音は、雪や地表面温度の低下等、気象条件により異なると考えられるため、様々な気象条件を考慮して調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>施設の稼働による騒音については、年間の風況を確認し、年間の代表的な風況が得られる11月（南西）及び4月（南）に残留騒音の測定を実施しました。</p> <p>また、騒音の予測は音の伝搬理論式（ISO 9613-2）に基づき実施しました。当該予測式では、気象の変化に伴い、空気吸収による音の減衰量の変動することから、年間の気象を確認し、安全側として、最も空気減衰量が小さくなる気温、湿度及び気圧条件下で予測を行いました。また、予測の方法及び結果について、準備書第8章に記載しました。</p>

②風車の影による影響

知事の意見	事業者の見解
<p>風力発電機の影による影響について、対象事業実施区域周辺の施設や住宅等を考慮して調査等を実施し、必要に応じて適切な風力発電設備の配置等及び環境保全措置を検討すること。</p>	<p>風力発電機の影による影響については、対象事業実施区域の最寄りの住宅等について、風車の影がかかる時間を予測し、準備書の第8章に記載しました。</p>

③動物・植物・生態系に対する影響

知事の意見	事業者の見解
<p>対象事業実施区域は、海から飛来する鳥の渡り経路になっている可能性があることから、風力発電機へのバードストライクの可能性とその影響について、適切に調査等を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域は、海から飛来する鳥の渡り経路になっている可能性があることから、対象事業実施区域及びその周辺において、春季（令和2年4月）及び秋季（令和元年9月、令和元年10月）に渡り鳥の飛翔状況の調査を行いました。また、調査結果を踏まえて風力発電機へのバードストライクの可能性について予測及び評価を実施し、その結果を準備書の第8章に記載しました。</p>
<p>対象事業実施区域及びその近傍には、・・・等の希少種を含めた多数の動植物が生息・生育しているため、本事業の実施による動植物及びその生息地・生育地に対する影響を把握・評価し、可能な限り回避又は低減するよう、風力発電設備の配置等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその近傍には、多数の重要な動植物が生息・生育しているため、本事業の実施による動植物及びその生息地・生育地に対する影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討し、その内容を準備書の第8章及び第9章に記載しました。</p>

④景観に対する影響

知事の意見	事業者の見解
<p>景観に係る調査地点である慈眼寺を含む「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」の一部地域においては、本事業の実施により風力発電機の視認が可能になると想定される。このため、同調査地点をはじめとした眺望点からの眺望景観及び同保存地区自体の景観に対する風力発電機の影響について、必要に応じて調査・予測地点を追加する等、適切に調査等を実施するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、風力発電機の配置等及び必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>伊根町伝統的建造物群保存地区については、風力発電機が視認できる可能性のある場所を現地踏査により確認しました。その結果、眺望点として設定した慈眼寺周辺から離れた場合、主な眺望対象である伊根の舟屋群は対象事業実施区域方向とは異なる方向にあり、眺望景観及び同保存地区自体の景観に介在することは無いと考えています。(表5.2-1、図5.2-1参照)。</p> <p>そのため、本事業では、眺望点として設定した慈眼寺からの眺望景観の変化により、同保存地区に対する影響を予測・評価することとしました。慈眼寺からの眺望景観に対する風力発電機の影響についてはフォトモンタージュ法により予測を行い、当該影響を低減するよう環境保全措置を検討し、その結果を準備書の第8章及び第9章に記載しました。</p>

⑤人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

知事の意見	事業者の見解
<p>対象事業実施区域近傍に点在する「森林公園スイス村」の施設に対しては、複数の環境影響評価項目に係る影響が懸念されるため、同項目ごとに係る影響を個別に評価するだけでなく、「森林公園スイス村」の各活動特性に対する全ての影響を整理して統括的に評価するとともに、可能な限り当該影響を回避又は低減するよう、環境保全措置を検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域近傍に点在する「森林公園スイス村」の施設に対しては、複数の環境影響評価項目に係る影響が懸念されるため、「森林公園スイス村」の園内マップから主要な施設を選定し、本事業による影響を総括的に予測及び評価し、その結果を準備書の第8章に記載しました。</p>

⑥土地の改変による影響

知事の意見	事業者の見解
<p>風力発電機の基礎の構造や造成等の工事の方法によっては、降水の流出経路が変化し、対象事業実施区域近傍の湿地へ影響することが懸念されるため、当該影響を回避又は低減するよう、風力発電設備の配置等、工事計画及び環境保全措置を検討すること。また、土地の改変に伴う発生土が対象事業実施区域から搬出される場合は、可能な限り搬出量を抑制するとともに、搬出される土を適切に処理すること。</p>	<p>風力発電機の配置、造成計画等の策定に当たっては、可能な限り対象事業実施区域近傍の湿地への濁水の影響を低減させるよう検討を行いました。さらに、当該影響を極力回避、又は低減するよう、濁水処理設備の設置等の環境保全措置を検討し、準備書の第8章及び第9章に記載しました。</p> <p>また、造成計画の策定に当たっては、既存の造成地を有効利用することにより新たな土地の改変を可能な限り避けるとともに、対象事業実施区域内で土量のバランスを取るにより、対象事業実施区域からの土砂の搬出は行わない計画としました。なお、土地の改変に伴う発生土の影響については、予測及び評価を行った結果を準備書の第8章に記載しました。</p>

■伊根町伝統的建造物群保存地区からの眺望景観について

伊根町伝統的建造物群保存地区は東西約2,650メートル、南北約1,700メートル、面積約310.2ヘクタールの範囲で、伊根湾東岸は南から亀山、耳鼻（にび）、立石、大浦、西岸は南から高梨、東平田が並び、これら海岸沿いの集落とその背後の山林及び青島を含む伊根湾からなる。伊根浦の町並みを特徴づけるのは、海岸沿いに連続して建つ舟屋群である。

伊根町伝統的建造物群保存地区において、新設風力発電機が視認できる可能性のある範囲を踏査し、写真撮影を行った。写真撮影結果を表5.2-1に、写真撮影地点を図5.2-1に示す。

いずれの地点も、対象事業実施区域は舟屋群の他方面にあり、新設風力発電機が伊根町伝統的建造物群保存地区における主な眺望対象に介在することは無いと考えられる。

表 5.2-1 (1) 伊根町伝統的建造物群保存地区における写真撮影結果

撮影地点1	
<パノラマ写真>	
<対象事業実施区域方面>	

表 5. 2-1 (2) 伊根町伝統的建造物群保存地区における写真撮影結果

撮影地点2

<パノラマ写真>



<対象事業実施区域方面>



撮影地点3

<パノラマ写真>



<対象事業実施区域方面>





凡例

- 写真撮影地点
- ⋯ 伊根町伝統的建造物群保存地区
- 新設風力発電機の可視領域

200 0 200 400 600 800 1000 m

1:20000



図 5.2-1 伊根町伝統的建造物群保存地区
における写真撮影地点